

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人無何有の郷の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同時にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったときは、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により月額報酬を支払うことができる。

2 各々の常勤役員の報酬月額は、別表3のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

3 当該報酬以外に、前々条及び前条に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同一日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日あわせて苦情対応第三者委員にかかる業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応及びその他の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の報酬等）

第 8 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、同時にあわせて法人の業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第 9 条 役員及び評議員が、法人のために出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了時支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

（兼務役員）

第 10 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第 11 条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(公表)

第 12 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第 13 条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 13 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より適用する。

別表1（日額）

| 項 目 | 報酬 |
|-----------------|----------|
| 理事会出席報酬 | 10,000 円 |
| 評議員会出席報酬 | 10,000 円 |
| 第三者委員会出席報酬 | 10,000 円 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬 | 10,000 円 |

別表2（日額）

| 項 目 | 報酬 |
|----------------|----------|
| 理事会及び評議員業務報酬 | 10,000 円 |
| 監事監査業務報酬 | 20,000 円 |
| 苦情対応第三者委員業務報酬 | 10,000 円 |
| 評議員選任・解任委員業務報酬 | 10,000 円 |

別表3（月額）

| 号 俸 | 報 酬 | 号 俸 | 報 酬 |
|------|------------|------|------------|
| 1号俸 | 100,000円 | 11号俸 | 1,100,000円 |
| 2号俸 | 200,000円 | 12号俸 | 1,200,000円 |
| 3号俸 | 300,000円 | 13号俸 | 1,300,000円 |
| 4号俸 | 400,000円 | 14号俸 | 1,400,000円 |
| 5号俸 | 500,000円 | 15号俸 | 1,500,000円 |
| 6号俸 | 600,000円 | 16号俸 | 1,600,000円 |
| 7号俸 | 700,000円 | 17号俸 | 1,700,000円 |
| 8号俸 | 800,000円 | 18号俸 | 1,800,000円 |
| 9号俸 | 900,000円 | 19号俸 | 1,900,000円 |
| 10号俸 | 1,000,000円 | 20号俸 | 2,000,000円 |

別表4

| 旅 費 | 宿泊費 | 日 当 |
|-----|----------|----------|
| 実 費 | 15,000 円 | 10,000 円 |